

審 第 5 4 5 号
答 申 第 5 2 5 号
令 和 元 年 6 月 5 日

千葉県公安委員会

委員長 伊藤 浩一 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年7月26日付け公委（備）発第7号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第858号

平成29年6月16日付けで審査請求人から提起された、平成29年4月18日付け備警発第148号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成29年3月27日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「平成28年7月1日から平成29年1月31日の間、沖縄県米軍北部訓練場の警備に派遣され、派遣から帰ってきた警察官が、活動状況を県警に報告した文書と派遣中に警察官と県警がやりとりした文書」（以下「本件請求内容」という。）

3 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成29年4月18日付け備警発第148号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年6月16日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、平成29年3月27日本件請求内容の開示請求をしたが、開示請求に係る行政文書は作成及び取得しておらず、保有していないという理由により、本件決定を受けた。

しかし、本件沖縄県警察への特別派遣は、警察庁による事前連絡の下、沖縄県公安委員会から千葉県公安委員会宛てに要請された特別の任務であるところ、当該任務の概要・実施状況を把握するため、派遣された警察官から報告を受けているはずである（なお、派遣中の警察官が沖縄県警察の指揮権の下で活動するとしても、派遣後に、派遣元の各県警察等において当該任務遂行の状況等について、事後的な検証を行うはずである。）。

現に、神奈川県警察は、「沖縄特派における警備実施結果について」と題する書面を作成した上で、「沖縄県への特別派遣（総括）」と題する検証を実施しているが、その前提として派遣した警察官からの活動報告が作成されていることは明らかである。

そうであれば、千葉県警察においても、同趣旨の書面が作成されているのは疑う余地がない。万が一、そのような書面が作成されていないとすれば、千葉県警察は、他の県警察等よりも特別派遣についての検証が不十分な点で、重大な非難を免れないこととなる。

さらに、派遣された警察官に対して超過勤務手当が千葉県から支給されているところ、超過勤務は千葉県又は千葉県警からの命令によるものであり、その支給に当たっては通常、勤務を行った警察官による報告が義務付けられている。また、超過勤務の有無に関係なく通常公務員が出張し帰任した際には当然に報告書やそれに類する書面が作成されているはずである。

以上のように、千葉県警察が、審査請求人が開示請求した書面を不開示としたのは明らかな事実誤認であって到底許容されず、本件決定が違法であるのは明白というほかない。

したがって、千葉県公安委員会としては、実施機関がした本件決定を速やかに取り消すべきである。

3 反論書の要旨

(1) はじめに

実施機関による弁明書によれば、本件において千葉県警察から沖縄県警察への部隊派遣については、派遣先である沖縄県公安委員会から千葉県公安委員会に対し、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第60条に基づく援助の要求がなされ、これに基づき派遣された千葉県警察の警察官は、法第60条第3項により援助の要求をした沖縄県公安委員会の管理する沖縄県警察の管轄区域内にお

いて、沖縄警察本部長の指揮監督の下で警察官としての職権を行うこととなるとされ、そのため、派遣された千葉県警察の警察官の警備活動に関して、その活動状況については沖縄県警察に報告されるべきものであり、千葉県警察として個々に具体的に報告を受ける立場にないというのである。

しかしながら、以上の実施機関の弁明は以下のとおり失当である。

(2) 報告を受ける立場にないとの主張は法第59条及び第60条の趣旨に反する

ア 弁明書によれば、千葉県警に所属する警察官が法第60条に基づいて派遣された派遣先での活動内容を、実施機関は、事後も含めて一切把握する必要がないと認めていることになる。

イ しかしながら、法第60条の援助要求に基づいた派遣は、一つの都道府県警察の能力では処理できないような事態の発生に対して、法第59条の相互協力の義務があることに基づき、警察官を派遣して援助を実施することで同義務を履行するものである。

そして、援助要求に基づく警察官の職務は、その管轄区域外であっても当然所属する都道府県警察の警察官の立場としての職務行為であり、これは指揮監督権限がどこにあるかとは無関係である。そのような立場に基づき、当該派遣された警察官は派遣先においても法第2条の責務を実施することが予定されている。

ウ 以上を前提に、実施機関が、実際に沖縄県に派遣され援助行為を行った警察官から一切の活動状況の報告を受ける立場にないとするれば、千葉県警察に所属し千葉県警警察官としての立場として職務を行った警察官に関して法第60条援助要求に基づく適正な職務の遂行を行ったか、法第59条に基づく相互協力義務が適正に履行されたのかの確認、判断ができず、またその必要もないということになる。

しかし、前記法に基づく相互扶助と援助要求の趣旨からみても、実施機関が、これらの報告を徴収しないという対応は、自ら県警本部の事務を統括し所属警察官を指揮監督する義務を負う警察本部長としての職務を明らかに怠るものというほかない。

エ この点、弁明書によれば、いかなる場合に援助の必要性を認め、また、いかなる内容の援助を要求するかは、派遣先となる都道府県公安委員会の自由裁量というのであるから、なおさら、派遣元たる千葉県警において、当該派遣が援助の必

要性があった場合に相当するのか、また、要求内容と履行状況が合致していたのか等が事後的に確認されなければならないはずである。

オ 加えて、このような援助は、法第60条第2項のとおり、警察庁への連絡が必要であり、都道府県警察を指揮監督する警察庁（法第16条第2項等）により把握されるべき内容でもある（警備の実施も含めて都道府県警の実施状況を所掌事務として扱っている（法第24条第1項））。実施機関が報告を受ける立場にないとする対応は、警察庁によって管理監督される都道府県同士による援助行為の適正な実施の確保すら怠るということである。

カ なお、弁明書では、あたかも口頭による報告があったかのような主張も見受けられる。しかし、県警本部長が直接に警察職員から電話で報告を受けるわけでもなく、その派遣に関する担当者が受けることが容易に想定されるところ、同担当者らは、口頭で受けた内容をそのまま上司又は最終的には県警本部長に口頭での報告を伝言のように上げていくのであろうか。この点だけ考えても、一見して文書を作らないという言い分がいかにも不合理であるかが明らかである。それとも弁明書の字面のとおり「派遣先から帰県した」との一言だけを伝えるだけで足りるとし、その一言をもって県警本部長に口頭で報告すれば、この派遣に関する報告が全て終了したということであろうか。あまりに常識からかけ離れた主張であり、このような電話報告で足りるかのような主張は、警察官及び公務員としてのあるべき態度とは到底言えない。

(3) 特に沖縄県警本部長の指揮監督下にあるから報告が不要だとすることの不合理性

ア 弁明書では、繰り返し、援助要求に基づいて派遣された警察官は派遣先の沖縄県警察本部長の指揮監督下にあるために報告する立場にないことが述べられている。

この点の主張が法第59条や第60条の観点から不合理であることは前記のとおりである。加えて、以下の点からも同主張は不合理である。

イ そもそも法第60条第1項によりなされた援助要求に基づき、派遣された都道府県警察の警察官は、あくまで援助の要求をした「都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会の管理の下に、職権を行うことができる」とするのみである（法第60条第3項）。弁明書のように当然に「県警察本部長の指揮監督の下で警察官として職権を行うこととなる」

などとは一言も書いていない。すなわち、同規定から必然的に他県の警察本部の指揮監督下に入ることが導かれるものではない。

他方で、法第48条は、県警本部長が公安委員会の管理に服し、都道府県警察の所属の警察職員を指揮監督すると定めているが、法第60条第3項がこの規定を排除する根拠はどこにもない。

なお、法第61条の2は、事案の共同処理等に係る指揮及び連絡についての規定であるが、ここでは、県警本部長の他の都道府県の警察職員に対する指揮監督が明示されている。

同規定との対比から見ても、弁明書のように当然のように沖縄県警に指揮監督権限が移るかのような主張は失当である。

ウ それだけではない。法第56条によれば、県警本部長は、警察職員の職務遂行に当たって、法令や条例に違反しているか、職務を怠っているか、職務上の義務に違反したか、その他の非行行為があるか等について、疑いがあれば速やかに調査し、その結果を都道府県公安委員会に報告する義務がある(法第56条第3項)。これは、職員の人事管理に関する規定(法第56条表題)であるが、当然、派遣先の沖縄県警本部長にそのような人事管理も含めた指揮監督権が移るわけではない。逆に言えば、この規定のとおり、実施機関は、派遣先であってもこれらの非行行為があるかどうかも含めて警察官の職務遂行について適宜に報告を受け把握している必要がある。

なお、このような主張をした場合、そのような非行行為に当たる事実の報告が派遣中も派遣後もなかったなどと反論があるかもしれない。しかし、そのような反論を前提にすると、警察本部長は、派遣された警察官から積極的に報告することが一切なければ、派遣中から派遣後も含めてその活動を全く確認すらもせず、法第56条に該当するような非行行為に当たる事実がなかったと判断できることになる。このような事態がにわかに信じられるだろうか。そもそも、同条によれば、県警本部長において、非行行為の「疑いがあると認める場合は、速やかに事実を調査」しなければならないのである(法第56条第3項本文)。県警本部や県警本部長において派遣された警察官から、非行行為がなかったとしてもなかったことも含めて報告を徴収することなしに、このような義務が履行されることはありえないと言うべきである。

エ 以上からすれば、弁明書が、当然のように派遣された警察官が沖縄県警察の指揮監督の下にあるとし、それを根拠に実施機関が派遣警察官から報告を受ける立場にないとの主張が失当であることは明らかである。

(4) 一般的な公務員が遵守すべき規則にも反する

ア 例えば、千葉県職員服務規程（平成17年訓令第5号。以下「規程」という。）では、旅行を命ぜられた職員は、当該旅行から帰任した場合には、帰任した日から5日以内に復命書を提出しなければならないとされている（規程第15条第3項）。本件のような法第60条の援助要求に基づく派遣であれば、その職務の重要性は明らかであるから、口頭（規程第15条第3項ただし書）では足りず、復命書の提出が当然である。これに対し、今回の派遣が命令ではなく募集による任意のものであり、復命書の提出は不要であるかのような主張がなされている。しかし、そもそも本件は派遣に手を挙げた者がいたからそれに応じて派遣したのではない。法第60条に基づく援助要求が沖縄県公安委員会からなされ、それを千葉県公安委員会が受け入れ、派遣することを決定したことに基づいて、最終的には千葉県警が派遣する警察官を選定の上、その決定をして派遣を実施したものである。これを規程上の復命書の提出すべき場合と別異に考える合理性はどこにもない。

イ さらには、千葉県の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第51号）第9条では、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を千葉県人事委員会に報告しなければならないとされている。これは人事委員会への報告を前提として、当然派遣職員からの報告を徴収しているものと考えられる。いずれにせよ派遣元が派遣先での活動状況を派遣対象者から報告を受け把握することが当然の前提となっている。弁明書によれば、千葉県警だけ、そのような他の団体への派遣があっても報告する義務すらないという主張となるが、この点から見ても不合理というほかない。

(5) 超過勤務手当等の支給に係る文書も活動状況に係る文書に含まれる

最後に、弁明書では、審査請求人が、対象文書として、超過勤務手当等の支給に係る文書を明示していないため開示対象とならないと主張する。

この点、前提として、超過勤務手当（時間外勤務手当）については、審査請求人

の審査請求書（２頁）のとおり、その支給に当たっては、当該警察官によりその勤務を行ったことの報告が必要であり、実際に本件でも報告に基づいて派遣警察官に同手当が千葉県から支給されている。なお、以上の点について、弁明書は他の記載から照らしてもあえて明示的に否認していない以上、当然の前提としているものと解するのが相当である。

そして、そこでの勤務の報告とは、正に超過勤務が行われた事実そのものであり、それは審査請求が指摘した派遣先での「活動状況を県警に報告した文書」にほかならない。

したがって、審査請求人が対象とする文書には、正に超過勤務手当等の支給に際し報告する際の文書も含まれるのであるから、実施機関が、開示対象とならないと否認することは不当である。作成されている以上、速やかに開示すべきである。

第４ 実施機関の弁明要旨

１ 弁明の趣旨

審査請求人が提起した条例第１２条第２項の規定による本件決定に対する審査請求について、棄却するとの裁決を求める。

２ 事案の概要

審査請求人は、平成２９年３月２７日、本件請求内容について、行政文書開示請求書を実施機関宛てに提出したものである。

３ 決定内容及び理由

（１）決定の内容

実施機関は、審査請求人に対して、本件決定を行った。

（２）決定の理由

開示しない理由

開示請求に係る行政文書は作成及び取得しておらず、保有していないため。

４ 審査請求の趣旨及び理由

（１）審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

（２）審査請求の理由

平成２９年３月２７日本件請求内容の開示請求をしたが、開示請求に係る行政文

書は作成及び取得しておらず、保有していないという理由により、本件決定を受けた。

しかし、本件沖縄県警察への特別派遣は、警察庁による事前連絡の下、沖縄県公安委員会から千葉県公安委員会宛てに要請された特別の任務であるところ、当該任務の概要・実施状況を把握するため、派遣された警察官から報告を受けているはずである（なお、派遣中の警察官が沖縄県警察の指揮権の下で活動するとしても、派遣後に、派遣元の各県警察等において当該任務遂行の状況等について、事後的な検証を行うはずである。）。

現に、神奈川県警察は、「沖縄特派における警備実施結果について」と題する書面を作成した上で、「沖縄県への特別派遣（総括）」と題する検証を実施しているが、その前提として派遣した警察官からの活動報告が作成されていることは明らかである。

そうであれば、千葉県警察においても、同趣旨の書面が作成されているのは疑う余地がない。万が一、そのような書面が作成されていないとすれば、千葉県警察は、他の県警察等よりも特別派遣についての検証が不十分な点で、重大な非難を免れないこととなる。

さらに、派遣された警察官に対して超過勤務手当が千葉県から支給されているところ、超過勤務は千葉県又は千葉県警からの命令によるものであり、その支給に当たっては通常、勤務を行った警察官による報告が義務付けられている。また、超過勤務の有無に関係なく通常公務員が出張し帰任した際には当然に報告書やそれに類する書面が作成されているはずである。

以上のように、千葉県警察が、審査請求人が開示請求した書面を不開示としたのは明らかな事実誤認であって到底許容されず、本件決定が違法であるのは明白というほかない。

したがって、千葉県公安委員会としては、実施機関がした本件決定を速やかに取り消すべきである。

5 弁明の内容

(1) 他都道府県警察への派遣とは（定義）

法第36条第2項及び第64条では、都道府県警察は当該都道府県の区域において、法第2条に定められている犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の

取締等の警察の責務に任ずるものであり、都道府県警察の警察官が職権を行う管轄区域も当該都道府県の区域であることが定められている。

しかし、警察活動の対象となる事案の性質・規模などによっては、一つの都道府県警察の能力だけでは処理しがたいような事態の発生もあることから法第59条、第60条第1項、同条第3項で都道府県警察は相互に協力する義務を負い、都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができるとし、援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会の管理の下に、職権を行うことができると定められており、当該規定に基づき警察官等の派遣が行われる。また、法第60条による援助の要求に基づく他都道府県警察への派遣については、いかなる場合にその必要を認め、いかなる内容の援助を要求するかについては明確な規定はなく、都道府県公安委員会の自由裁量に属するものと解されている。

(2) 千葉県警察から沖縄県警察への部隊の派遣について

沖縄県警察への派遣に関しては、派遣先である沖縄県公安委員会から千葉県公安委員会に対し、法第60条（援助の要求）に基づく援助の要求がなされ、千葉県公安委員会において、県内の治安情勢等を踏まえ、総合的に判断して派遣の適否、援助要求の受け入れが決定される。

派遣された千葉県警察の警察官は、法第60条第3項の規定により、援助の要求をした沖縄県公安委員会の管理する沖縄県警察の管轄区域内において、沖縄県警察本部長の指揮監督の下で警察官としての職権を行うこととなる。

(3) 決定の妥当性

実施機関において、請求内容に基づき対象文書の探索を実施したが、沖縄県警察に派遣された千葉県警察の警察官の警備活動に関しては、派遣先である沖縄県警察本部長の指揮監督下で行われるものであり、その活動状況については沖縄県警察に報告されるべきものであり、千葉県警察として個々具体的に報告を受ける立場にない。

よって、派遣先から帰ってきた警察官が沖縄県での活動状況を千葉県警察に報告する義務はなく、その活動状況を報告するための文書様式もないことから、対象文書は存在しない。また、派遣中に警察官と県警がやりとりした文書も存在しない。

なお、派遣した千葉県警察の警察官が派遣先である沖縄県に到着した際や派遣先から帰県した際等、電話にて直接連絡がなされる場合もあるが、その連絡は口頭によるものであり、連絡に伴う文書は作成されないことから、対象文書は存在しない。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の趣旨において、不開示決定の取り消しを求めていることから、不開示とした本件決定について検討を実施する。

審査請求人が本件請求において求めた行政文書は、本件請求内容である。

本件請求内容を基に担当所属である千葉県警察本部警備部警備課において再度対象文書の探索を実施したが、審査請求人が求める行政文書は認められなかった。

なお、審査請求人は、神奈川県警察は「沖縄特派における警備実施結果について」と題する書面を作成した上で、「沖縄県への特派（総括）」と題する検証を実施している旨主張している。しかしながら、「沖縄特派における警備実施結果について」と題する書面は、神奈川県警察が独自に作成したものであり、千葉県警察ではそのような活動報告は作成していないことから、神奈川県警察作成の「沖縄県への特派（総括）」に類する書面は存在しない。

また、審査請求人は、超過勤務手当等の支給に係る文書が作成されているはずである旨主張しているが、審査請求人の行った行政文書開示請求書の対象文書の件名又は内容は、超過勤務手当等の支給に係る文書を明示しておらず、開示請求の対象となるものとは認めることができない。

6 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求内容に係る行政文書について

本件請求は、本件請求内容に係る行政文書の開示を求めるものであり、実施機関は、当該文書は不保有であるとして不開示とする本件決定を行った。

そこで、実施機関の当該文書の保有の有無について、以下検討する。

(1) 活動状況について千葉県警察として報告を受けていないとの説明について

実施機関は、法第60条第3項の規定により、沖縄県警察に派遣された千葉県警察の警察官の警備活動に関しては、派遣先である沖縄県警察本部長の指揮監督下で行われるものであり、その活動状況については沖縄県警察に報告されるべきで、千葉県警察として個々具体的に報告を受ける立場にない旨説明する。

また、当審査会が実施機関に確認したところ、沖縄県へ派遣された千葉県警察の部隊は日々の活動状況について千葉県警察には報告せず、沖縄県警察に対して報告をしているとのことであった。

ところで、都道府県公安委員会が都道府県警察に有する権限は管理であり（法第38条）、警視総監及び道府県警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する（法第48条第2項）。

この点、法に関する通説的見解によると、都道府県公安委員会の行う管理は、個々の事務執行を含まず、その指揮監督は、内部的に警視総監又は当該道府県警察本部長を通じて行われるものであって、都道府県公安委員会が、警視総監又は当該道府県警察本部長を差し置いて直接に他の警察職員を指揮することはできないとのことであり、また、法第60条第1項の規定により派遣された警察官は、自らの所属する都道府県公安委員会の管理下を離れ、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理下に入り、警察官としての職権を行うこととなると解されている。

そうすると、沖縄県に派遣された警察官は沖縄県公安委員会が管理する沖縄県警察本部長の指揮監督の下に職権を行うこととなると認められる。

こうしたことと、職務上の報告は直接指揮監督を行っている者に対してなされるのが一般的であることに鑑みれば、沖縄県警察に派遣された千葉県警察の警察官の警備活動に関して千葉県警察としての個々具体的に報告を受けていないとの実施機関の説明は、不自然・不合理なものではない。

(2) 復命書について

審査請求人は、規程により、当該派遣の報告について口頭ではなく、復命書の提出が当然であると主張する。

この点、当審査会が確認したところ、千葉県警察の処務に関する訓令（昭和60年本部訓令第5号。以下「訓令」という。）第1条には、千葉県警察職員の服務については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによると規定され

ている。そして、訓令第67条には、「公務旅行を命ぜられた職員は、その旅行から帰任した場合には犯罪捜査及び随行した場合を除き、速やかに復命書により旅行命令権者に報告しなければならない。ただし、命令された用務の内容が定型的又は軽易で明らかなものについては、口頭による復命とすることができる。」と規定されており、「千葉県警察の処務に関する訓令の全部改正について 第3 運用上の留意事項 5 復命(第67条関係)」には、警備出動は、定型的又は軽易で明らかなものと規定されている。

そうすると、本件派遣が警備出動に当たるとして復命書の作成には及ばないとの取扱いをしているという実施機関の説明は、不自然・不合理なものではない。

(3) 事後検証について

審査請求人は、派遣後に派遣元で任務遂行の状況について事後的な検証を行うはずであると主張する。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、沖縄県警察に派遣された千葉県警察の警察官の活動は、派遣先の沖縄県警察本部長の指揮監督下で行われ、その活動状況は報告書により沖縄県警察に報告されていることから、派遣された警察官の活動状況の検証は、沖縄県警察において行われるべきと考えており、千葉県警察では事後的な検証を行ってはいないとのことであった。

当該対応は、前記法の解釈から不自然・不合理なものではない。

(4) 非違行為等に関する報告について

審査請求人は、法第56条の規定により、実施機関は、非違行為があるかどうか等について適宜に報告を受け把握している必要があると主張する。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は、一般的に非違行為の有無について適宜報告を受けておらず、仮に派遣された警察官に非違行為があった場合、派遣された警察官の代表者又は派遣先都道府県警察から報告があるものと考えているとのことであった。

法第56条の規定からしても実施機関の上記の説明は、不自然・不合理なものではない。

(5) 超過勤務手当の支給に係る文書について

審査請求人は、超過勤務手当(時間外勤務手当)の支給に係る文書も活動状況に係る文書に含まれると主張する。

この点、派遣された警察官が時間外勤務手当の申請に際し、本件派遣に係る報告書等を作成していれば、それは本件請求内容に係る行政文書と認められるが、当審査会は、そうした文書を確認できなかった。

また、時間外勤務等命令簿は存在したが、その作成目的、内容を考えると、それは、単に時間外勤務手当を受けるためのものであって、当該警察官が活動状況を実施機関に報告するために作成した文書とは認め難い。

そうすると、実施機関は、行政文書開示請求書に記載された文言から開示請求に係る文書の特定を行うところ、本件請求内容の文言及び時間外勤務等命令簿の作成目的、内容を考えると、当該文書を本件請求内容に係る行政文書としなかった実施機関の判断を不適切なものということとはできない。

以上の検討の結果、実施機関の、本件請求内容に係る行政文書について作成又は取得していない、との説明は首肯できる。

また、当審査会が実施機関に本件請求内容に係る行政文書について改めて探索を求めたが、本件請求内容に係る行政文書の存在は得られなかった。

したがって、実施機関は、本件請求内容に係る行政文書について作成又は取得していないものと認められる。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 7月26日	諮問書の受理
平成29年 9月22日	反論書の写しの受理
平成30年 9月21日	審議
平成30年10月22日	審議
平成30年11月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)